

令和7年度 教育行政施策の方針

世羅町教育委員会

基本方針

世羅町教育委員会は令和7年4月1日をもって、『世羅町教育プラン』（以下、教育プランという）を改訂し、新しいバージョンによる計画をスタートさせた。（右ページ参照）この教育プランは、国・県の教育施策をふまえた上で、特に世羅町における教育施策の方向性を示したものである。

この教育プランに基づき、令和7年度に重点的に取り組むべき内容を「令和7年度 教育行政施策」としてここに挙げる。

1 学校教育

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかでたくましい心身の育成
- (4) 郷土への愛着と誇りの醸成
- (5) 教育の質を高める環境の整備

令和7年度は、昨年度に引き続き、「授業を全ての基本とする」ことを掲げる。

学校教育活動の大部分を占める授業について、さらなる改善を図り質を向上させることが、「主体的・対話的で深い学び」や「個別最適な学び」の実現、適切な生徒指導や特別支援教育を土台とした学級経営の実現に結び付くという見通しによるものである。これらの基盤の上で、学力の向上、豊かでたくましい心と体の育成、ふるさとに誇りを持つこと、グローバル社会に生きるための国際感覚の醸成など、世羅町の児童・生徒に身に付けさせたい資質・能力の育成を着実に積み上げていきたい。

2 社会教育

- (1) 社会の変化に対応する社会教育の推進
- (2) 文化・芸術活動の振興
- (3) 文化財の保護・活用
- (4) スポーツと体力づくりの推進
- (5) 家庭・社会の教育力の向上

教育プランの改定にかかわり、重点施策項目を再編成して5項目とした。

独立させた各領域において、令和7年度は、「町民や各団体の主体的な活動を促し、支援する」ことを基底に置いて取り組む。

現在、町内では社会教育に関係する各組織・団体が構成され、意欲的に活動している。その一つ一つがこの先も持続可能な活動組織であり続けるためには、さらに主体的で自立した活動を進めていくことが重要であり、教育委員会はその意欲を喚起し、各組織・団体の活動を支援していく。この取り組みが推進されることを通して、教育プランに掲げた「自ら学び続け、社会の創り手になる」という基本的方針が実現されていくものと考えている。